

<労務セミナーⅡ>

「ハラスメント・カスハラ対策を、より良い職場づくりに活かす!」

主催 鹿児島県経営者協会

現在、会社には法令により、ハラスメント等の相談窓口の設置および適切な対応体制の整備が義務付けられています。さらに、今年の10月からは、カスタマーハラスメントに対する同様の義務も課されます。しかし、実際には、相談窓口を設置していない会社も多く、また、相談窓口を設置していたとしても、「相談窓口はあるが、従業員への周知が不十分」、「相談が来たらどうするか決めていない」、という理由から、社内で解決できないケースも多いです。社内で解決できなかった不満は、本人のみの主張により、ネットのクチコミ、掲示板やSNSへと流れます。今の時代、会社名が検索結果に残り続けるリスクも・・・

また、ハラスメント等が起こった場合に、会社が適切な対応をしなかった場合、被害者に対し数百万円の損害賠償を支払う会社もあります。

今回のセミナーでは、数々のハラスメント事案に立ち会ってきた経験から、相談窓口の役割や初動対応、ヒアリング手法から解決支援までの実務を徹底的に解説いたします。

- 1) 日 時 令和8年 9月 15日(火) 13時30分～16時
- 2) 場 所 宝山ホール 2階 第3会議室 [TEL 099-223-4221]
- 3) 内 容
 - ・どのような相談窓口を設置しないといけないか?
 - ・本人がハラスメントと感じたら、ハラスメント?
 - ・ハラスメント発生→相談窓口→ヒアリング→解決までの流れと注意点
 - ・カスタマーハラスメントとは?
 - ・ハラスメントと精神疾患、ハラスメントと退職理由
- 4) 講 師 社会保険労務士法人 行政書士法人 E M a g e n c y
代表 松田 将紀 氏
- 5) 定 員 40名 【代理出席・2名以上の複数の参加も可能です】
- 6) 参加費 会 員 5,000 円 /人 会員外 17,000 円 /人
- 7) 申 込
 - ・下記申込書に記入の上、メールまたはFAXにて事務局へお申込み下さい。
 - ・参加費は、当日会場にて申し受けます。
 - 振込にてお支払い希望の方は、ご請求書を当日参加者へお渡し、後日お振込みいただきます。事前にお申し付けください。



※参加者の皆さまから事前質問を受け付けます。事前質問は9月1日(火)までメールにてお願いいたします。回答には会社名、個人名は出しません。

[E-mail : keikyopc@po.minc.ne.jp]

(切り取らずそのままお送りください)

鹿児島県経営者協会 (申込みは、keikyopc@po.minc.ne.jp、FAX 099-225-0402)

<労務セミナーⅡ> 参加申込書

会社名 _____ (TEL _____)

{ 担当所属 : _____ } FAX またはメールアドレス _____
 { 氏名 : _____ }

<参加者> 所属部・課名 _____ 氏 名 _____

1) _____ 当日現金・振込

2) _____ 当日現金・振込

ご記入頂いたデータは、参加者名簿以外への使用はせず、適切な個人情報管理を致します。

<申し込み先> 鹿児島県経営者協会 担当: 中尾 TEL 099-222-3489 FAX 099-225-0402